

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第18回

【日時】2014年10月6日 19:00～21:00

【場所】野々市市役所201会議室

【参加者】

委員11名：池田、亥野、大森、小竹、小堀、中村、林、藤田、村井、谷内、吉岡
(五十音順、敬称略)

市職員ワーキンググループ1名：山崎

市民会議7名：絹川、岩井、安嶋、武藤、中村、岡本、多田

ファシリテーター：森山奈美

アドバイザー：神谷浩夫

事務局4名：金場、栗山、中谷、舟崎

【欠席者】

大島、絹川、小松、新美、山岸

1. 開会

栗山：定刻になりましたので、第18回野々市市まちづくり基本条例策定委員会を始めます。

本日は、まちづくり市民会議の方にも7名参加いただいています。配布資料の確認をします。答申時の条文案を配布しています。委員の皆様には議事録と議事要旨を郵送させていただきます。それでは、森山さん、よろしくお願いします。

2. 第17回会議の振り返り

森山：皆さんお疲れさまです。条例策定委員会が始まって1年が経過しようとしています。今日は第18回です。予定ではパブリックコメントが来ているかを確認して、来た質問に対してどういう回答をするかを考えます。パブリックコメントはつい先日出されたばかりなので、まだコメントは来ていないそうです。まずは前回会議の振り返りをします。前回は、長い間議論しましたが、パブリックコメントを出せる状態まで条文案を詰めました。この策定委員会を約1年間やっていく中で決めた、条例づくりにおける指針として、「野々市を好きになる条例」、「読んだだけで野々市だとわかる、野々市らしさ、若さのある条例」、「市民の言葉でわかりやすく、市民皆に伝わる条例」を定め、迷ったらこの条例づくりの指針を確認して条例づくりを行ってきました。前回は、条文案の各章の検討に入る前に、市民が自発的に動き、市民だけでなくその他の方々も一緒に協働で行うことをまちづくりの基本にすること、市民が主役という言葉条例の中心に据えるかどうかという、原点に立ち返った議論をしました。議事要旨は市民会議の方にも配布されていますでしょうか。

会議全体については、条文の細かい部分を決定して最終まで良い議論ができたという意見が出ています。条例案全体についての意見としては、議論した後の自発的な活動を大事にしたいので、市民のまちづくりへの参加を促すだけでなく、創造力を引き出す一文があると良いという意見が出ました。また、まちづくりの担い手に子供の記述が欲しいという意見も出ました。支え合いマップづくりのために第15条に個人情報に関する記述が欲しいという意見が出ました。ワーキンググループには取りまとめを頑張って欲しいというエールが送られています。

3. 各グループで想定パブリックコメントを出す

森山：条文案はこの後も修正されるという前提でパブリックコメントに出していますが、市民の皆さんからどう反応が出てくるかを今回の会議で想定します。条例策定委員会よりも、まちづくり市民会議が協働指針づくりのために先に動いていて、昨年度末に成果として指針が配布されました。ですので、この策定委員会としては、野々市が協働のための指針を持っているという前提で、協働がしやすくなり、協働をバックアップできる条例を作りたいという思いで進めてきました。協働指針の中で提案された「ののいちキャンパス」の方程式をもとに、どうしたら協働が動きやすくなるかということルール化するためにはどうしたら良いかを考えました。前回、この条例の目的は、協働のまちづくりを推進することを目的とするという思いを確認しました。これからの野々市市のまちづくりは協働なのだという方向性と、各主体がそれぞれの役割と責務に基づき協力・連携しながら協働によりまちづくりを推進することで、幸せを実感できる地域社会を実現することが、条例の中でも特に重要な部分として議論されました。第2章は市民、市長、行政など各主体の役割と責務をどう書くか、これまで17回議論して条文にしましたが、初めて条文を読んだ人にとっては、条例作りの指針における「市民の言葉でわかりやすく」という点が薄れてしまうのではないかとこの危惧があります。議論の中で意見が出た、逐条解説を出すことも今後考える必要がある課題です。条例策定委員としては、委員の責任として、自分の友達に条例について質問されたら説明できなければなりません。パブリックコメントが入っていないので、こういう質問が来るのではないかとこの想定をして、その質問に対しての回答を考えましょう。今日は市民会議の方に参加して頂いているので議論をしていただきます。パブリックコメント中なので、ここで議論して結論が出なかった場合には、正式な手続きでパブリックコメントを出していただきたいと思います。まずは、初対面の方もいるので、グループ内のメンバーで自己紹介ゲームをします。A4の紙に自分の所属と名前、まちづくり基本条例または協働指針に何故関わっているのかを書いて下さい。

〈各自自己紹介を記入〉

森山：それでは、書いたことを30秒以内で読みながらグループ内で自己紹介して下さい。

〈各グループで自己紹介〉

森山：それでは、皆さんがひっかかっていることを含め、市民の方が疑問を持たれることがあると思うので想定質問を出して下さい。パブリックコメントに、条項に関して書かなくてはいけないなどのルールはありますか。

金場：特に決まりはありません。

森山：では、条項に関しての具体的な質問も考えられるし、条例全体についての意見が出されることも想定できます。協働指針を作られた市民会議の方は、自分たちが先にやってきたという視点で、条例に足りない部分があれば出して下さい。パブリックコメントなので、意見というよりも質問の形式で出して下さい。1人につき3つまで質問を出して下さい。A4用紙を半分に折って、上の部分に質問を書いて下さい。あとから整理番号をつけるので少し上に余白を空けて下さい。

小堀：議論してできた条文に対して質問が出て、条文が変更される場合もあるのでしょうか。

森山：条文が変更される場合、パブリックコメントに対しての回答のタイミングで変更するかもしれません。条例は一旦この委員会の手を離れて市から正式にパブリックコメントが出されているので、誰かが意見を持っている場合は、パブリックコメントで質問する必要があります。

小堀：同じ議論をして深みにはまる可能性もあるかもしれません。

森山：あくまでも想定問答です。もし変更しないといけないと思った場合、誰かが正式な手順を踏んでパブリックコメントを出して下さい。質問が思い浮かばない人は、ここにこういう解説が必要ではないか、より市民に条文を理解してもらえるアイデアを書いて下さい。

〈各自、条文案案に対しての想定質問や解説のアイデアを出す〉

森山：想定質問やアイデアは出ましたでしょうか。それでは、意見の数を確認します。1グループは8つ、2グループは6つ、3グループは4つ、4グループは8つの意見が出ました。まず、各グループで各自の意見を発表して共有してください。同じ質問があればまとめて下さい。では、出された意見に対してどのような回答をすれば良いか、グループで話し合っていて考えて下さい。

〈各グループで出た意見の共有と議論〉

森山：質問と回答は出ましたでしょうか。それでは各グループの質問と回答を発表して下さい。

絹川：私たちのグループでは質問は10個程度出ました。出た質問の中から3つを選び、答えが出たのが2つです。なぜこの条例が必要なのかという質問がでました。これに対して、総合計画に基づいてその根拠となる条例を制定する必要があること、私たちが野々市に対する愛情を育み、豊かで住み良い野々市を実現するための仕組みづくりとして、皆が幸せ

を実感できるようにこの条例を制定したという回答です。次は、この条例を見たときに、市民はどうしたら良いかという質問です。それに対しては、市民一人一人がお互いに協力し合い、皆が当事者となってまちづくりを進めていきたいという回答です。まちづくり市民会議では、協働という言葉で色々なことを言っていますが、このまちを良くするための指標にしかすぎません。皆がどうしたら良いのか考えたときに、それぞれがこのまちを愛する人を育てていきたいのです。

森山：ありがとうございました。それでは次の発表をお願いします。

多田：こちらのグループは6つの質問が出ました。そのうち定義に関する質問が3つ出ましたので、まとめて説明します。第2条の定義の部分で、4項のまちづくりにおける「あらゆる活動」とは何かという質問が出ました。「あらゆる活動」が、全ての活動を指すのであれば記述は必要ないのではという質問が出ました。「あらゆる活動」は、地域社会をつくるための活動なのですが、「あらゆる」という言葉は憶測を呼んで説明しづらいので、「地域社会をつくるための活動」という記述で良いのではという回答です。また、具体的な定義も含めて、逐条解説書があれば良いという回答も良いと思います。6項の協働の定義について、「市民、議会及び行政が住み良いまちづくりのために」とあり、目的は協働のまちづくりを行うためとありますが、協働の中に「住み良いまちづくり」という記述が出て来て、重複の表現になるため特に必要ないのでは、定義をはっきりしたいということです。関連して、協働のなかに「相乗効果を挙げながら、協力して取り組む」という言葉があり、第4条の基本理念の中の「協力、連携」という言葉が出て意味がバラバラになってしまうので、削除して、第2条6項に「協力、連携」と一括して説明すれば良いということです。「住み良いまちづくり」も削除して、4項のまちづくりの部分に「安心安全で住み良い地域社会をつくるための活動」にすると、すっきりして定義が明確化されるという回答です。第2条の7項と8項の市民活動と地域活動については、市民活動の中に地域活動があるという質問ですが、地域活動はエリアごとの町内活動に基づき、市民活動はエリアを超えた個人が集まる別のものと説明する必要があります。第3条の2項「総合的な計画を策定」とは何かという質問を想定しましたが、総合計画のことだという回答です。総合計画という言葉を入れることができないのでこの形にしたのだと思います。第7条で「市長は広く市民の意見を聴いて」とありますが、具体的にどのようにするかという質問です。ふれあいミーティングや、市議会などの出席、議員からの連絡や報告、広聴活動においての市民の意見がメールでもきますという回答です。第20条の2項「別に定める」とありますが、どこが担うことになるのかという質問が出ました。結論を言うと、推進委員会を定義して「別に定める」という表現は不要なので削除するという回答が出ました。

森山：ありがとうございました。それでは次の発表をお願いします。

岩井：第5条「責任を持ってまちづくりに取り組む」という表現がひっかかるということで検討した結果、「責任」を「責任感」にすると軽い表現になるという回答です。第9条で、「行政は、地域活動を行う市民に対して適切な支援を行います」とあり、それぞれの町会でまちづくりが実行されていると思いますが、どんな適切な支援をしてくれるかという質問です。この文章だとどのような支援か分かりづらいため、「適切な支援」の前に具体的な表現として、「情報提供など」を入れてはどうかという回答になりました。「第10条のNPOその他これに類する団体が」とありますが、ここでなぜNPOだけを取り上げたのかという質問です。背景としては野々市市に住所のあるNPOは存在するのですが、野々市市内で活動するNPOは無いので適切ではないですが、協働指針にもNPOが最初に挙げられているので問題はないという回答です。第20条「野々市市まちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」といいます)」とありますが、委員会の設置期間は無期限なのでしょうかと質問が出ましたが、第21条に書いてあるので熟読して下さいという回答でした。

森山：ありがとうございました。それでは次の発表をお願いします。

金場：市役所内の部課長会議のときなどに報告した際に意見がいくつかあったので私が代弁する形で発表します。第7条に市長の役割と責務、第8条で行政の役割と責務とありますが、市長が行政の一部であるとも言えるので、別々に定める必要はないという質問です。行政の一部でもあります、市長は市民から選ばれた代表者なので、代表者としての責務もあるということと、行政の中でも特別な存在なので定めておくべきだという回答案が出ました。第1条で「条例は協働のまちづくりを推進することを目的とする」とありますが、第18条と、第6章のタイトルで、「条例の推進」となっています。条例の目的が協働を推進することとなっているのに、第18条では、条例を推進することが協働のまちづくりの具体的な実践であるということを言っているのがループしているのではないかと、協働のまちづくりと限定的にしてしまわない方が良いのではないかと質問が出ました。結論が出た訳ではないのですが、この条例の基本となるものは協働ということに基づいて作ったので、協働をとってしまうと全体がぼやけるという意見が出ていました。「推進」という言葉は、適当な言葉が見つからないので、現在の言葉に落ち着いていますが、章や条項のタイトルを見直すことで整合性がとれるのではないかと議論をしました。

森山：ありがとうございました。

4. 出された想定パブリックコメントに対する回答案

森山：回答案が出せた質問が14、回答案が出なかったものも14あります。出された質問と回答案を紹介します。市民の定義を野々市市に通勤や通学する人まで広げた意味を教えてください。まちづくりに伴う負担とはどのようなことですか、強制ですか。第15条「条例

で定める」とは野々市市個人情報保護条例など具体的な条例名を記載すべきではないでしょうか。第5条「まちづくりに伴う負担を分担」とありますが具体的にどのようなことですかという質問は先ほどと似ていますね。推進指針には創造力をなぜ入れていないのですか。何の協働を目的としているのですか。行政から市民活動を行う拠点が図書館等に設置されたり、協働コーディネーターが配置される予定はありますか。具体的な課題は想定されていますか。市民活動に関する企業の責務はありますか。市民がまちづくり活動に参加しやすくする、時間を確保する内容を盛り込めないか。第9条、10条で市民に対しての適切な支援とはどのような支援をどこまでするのか、新たな規則等が必要になるのでは。市民の責務とは具体的にどのようなことがありますか。第2条6項の協働の定義で、市民、議会、行政の役割と責務が協働と位置づけているが、実際に協働を役割と責務として位置づけているのが行政のみとなっているが、議会と市民に入っていない意図はありますかという質問は、協働をする責任が議会と市民に入っていないということですね。協働を個別の章にしなかった意図はありますか、例えば第5章を第18条に入れることもできたのではないかという質問が出ています。どの質問もあり得ますね。出された質問に対しての意見を一度に集めたいので、意見のある方はふせん紙に意見を書いて貼付けて下さい。納得する者が多かったですね。答えられないところは課題ですね。回答案が出たものに対しての意見がある方は、そちらにも意見を貼っていただいて構いません。やりとりすると条文案がよくなってきますね。神谷先生は、想定質問はありますか。

神谷：第7条の4項、第8条の3項は市民の意見を的確に把握することとあります。重複するという質疑と回答がありましたが、第7条の方が特別なことに限定して書いてあります。

森山：第7条と第8条の市長と行政の役割と責務の部分ですね。市長は、市民から選ばれた代表者であることに関わる役割と責務に焦点を当てればどうかということですね。

〈各自、答えが出ていない質問に対しての意見を出す〉

森山：それでは、出た意見を確認します。市民がまちづくり活動に参加しやすくするような内容を盛り込めないかという質問に対して、協働をルール化すると野々市市は必然的に自発心が入ってくるので協働しやすくするような協働をルール化するという意見が出ています。市民に対しての適切な支援とはどのような支援があるのかという質問に対しては、経済的な支援もあるし、第9条、10条の情報提供の方法として広報や周知、具現化すれば予算措置などの適切な支援があるのではないかという意見が出ました。市民の責務とありますが具体的にどのようなことですかという質問に対して、ゴミ拾いや挨拶など自分でできるものは何でも良いということですが、以前の会議で話していた理想の市民の部分から具体的に回答できれば良いと思います。協働の定義については回答案が出ていません。協働を個別の章に入れなかった意図はありますかという質問に対して、市民、議会、行政の

各主体で考え、その間にあるものだからという回答があります。第5章を第18条に入れる事については、具体的な回答が得られていません。市民の定義を広くした意味を教えてくださいという質問に対して、まちづくりは住民だけでなく昼間など一部だけでも生活する人たちも関わるのが重要です。策定委員会の中では特に学生なども考慮して市民の定義を広くしました。まちづくりに伴う負担とは、具体的にはお金や時間、労力のことです。お金に関しては税金、分担金、会費、使用料、寄付などです。条例で定めるといふものの、条例名を入れればということですが、ご指摘の通りだと思います。創造力はなぜ入っていないのかということですが、協働をルール化すると、先に指針ができていますので、協働という言葉を用いると自発心と連帯感と創造力がついてくるという考え方です。具体的な課題は想定されていますかという質問だったのですが、参考として推進指針にある課題をいくつかとりあげるとありますが、どういう意味でしょうか。

多田：条文の中に言葉を書くのは大変なので、推進指針にある課題をいくつか書いてはどうかという意味です。

森山：第5条の2項の、市民活動に対する企業の責務というのは、広く市民の一員として、市民と同様の責務があるという意見が出ました。神谷先生から指摘いただいた、第7条には市長が市民の代表者であることをピックアップして定めてはどうかという案が出ました。これが本当にパブリックコメントに来るかどうかはわかりませんが、変えた方が良く思うものは誰かに頼んで書いてもらうか、市民会議の方は正規のルートで意見を出して下さい。これを参考にして事務局が回答してくれる予定です。今後の予定はどうでしょうか。

金場：パブリックコメントは2日に出して、21日まで20日間の期間をとっています。22日に策定委員会がありますので、そのときに出了たものの答えを考えたいと思います。

森山：条文の変更はそのタイミングしかないということなので、次回は重要です。

5. 閉会

森山：本日は市民会議の皆さんにも来て頂き、ありがとうございました。最後に会長から一言お願いします。

藤田：お世話になっております。今日は市民会議の方に来ていただき、大変有意義な時間でした。ワーキンググループも含めて多様な意見を汲んで作っていきかけたというのは今から思えばありますが、これだけ立派な条文ができています。事務局が大変になります、産みの苦しみだと思うので各自で意見を出して、進めていきたいと思ひます。本日はありがとうございました。